

平成20年7月11日

障害児支援の見直しに関する検討会報告書(案)についての意見

甲子園大学 坂本正子

1 4.(2) 1つ目の○ (P10)

地域自立支援協議会の活用(子ども部会の設置)等により関係者の連携を図っていく必要がある。

↓

地域自立支援協議会の活用(子ども部会の設置)等により関係機関や関係者の連携システムを構築していく必要がある。

(理由) 単に、連携を図っていくとだけでは効果が期待しにくい。
連携のシステムをつくっていく必要がある。

2 4.(2) 1つ目の○ (P10)

要保護児童対策地域協議会や特別支援教育のための協議会と連携を図っていくことも必要である。

↓

特別支援教育のための協議会や要保護児童対策地域協議会と連携を図っていくことも必要である。

(理由) 連携の頻度からすると順番を入れ替えた方が適切。

3 7.(2) 6つ目の○ (P21)

との意見など、現行の枠組みを基本とすべきとの意見が多く出された。

7.(2) 8つ目の○ (P21)

基本的には、現行の枠組みをベースに、

↓

措置と契約の二通りの利用形態がある現行の枠組み

(理由) 「現行の枠組み」が何を意味するのかわかりにくい。解釈の仕方が異なり、混乱を招くおそれがある。

① 単に、措置と契約という2つの利用形態があるという意味か

② 措置と契約を並列的に捉え、二通りという意味か

③ 措置と契約にウエイトの差をつけた意味(原則契約)か

児童相談所の立場からは、児童相談所運営指針第4章にあるように、

②と捉えることが適切と考えます。